

令和 7 年 5 月 1 9 日

土木部監理課
担当：松村・中島
076-225-1712
(内線5020)

建設業法第 2 8 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令について

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社下建材	代 表 者 氏 名	下 浩光
主たる営業所の所在地	石川県金沢市北袋町い 7 0		
許 可 番 号	石川県知事 (般－6) 第 1 9 0 6 8 号	許可を受けている建設業の種類	と／解

2 処分に関する事項

処 分 年 月 日	令和 7 年 5 月 1 9 日	処分を行った者	石川県知事
根 拠 法 令	建設業法第 2 8 条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容（営業の停止）			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全て			
2 期 間 令和 7 年 6 月 3 日から令和 7 年 6 月 9 日までの 7 日間			
処分の原因となった事実		廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	
株式会社下建材及び同社代表取締役は、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法第 1 3 7 号）に違反したとして、令和 5 年 9 月 2 1 日に金沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その後、刑が確定した。 このことは、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項		同社の役員に対して、同期間営業の禁止を命じている。	